

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期すべく、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正することとする。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正（第1条関係）

1. 震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例等

(1) 震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例

信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関等（震災特例金融機関等という。）が国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとする。

① 経営強化計画の記載事項の特例

次に掲げる事項については、経営強化計画への記載を不要とすることとする。

イ 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

ロ 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

② 国の資本参加の要件の特例

(i) 次に掲げる事項については、資本参加の要件から除外することとする。

イ 経営強化計画の実施により収益及び業務の効率の向上等が見込まれること

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が地域の経済にとって不可欠な金融機関等であること 等

(ii) 「適切に資産の査定がされていること」との要件を「資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること」とすることとする。

③ 国の資本参加の選択肢の多様化

銀行等に対する資本参加に係る資本の種類については、原則優先株式とされているところ、優先株式に限らないこととするとともに、劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借も可能とすることとする。（金融機能強化法附則第8条関係）

(2) 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に係る特例

① 当事者に震災特例金融機関等が含まれる金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が国の資本参加の申込みをする場合には、(1) ①～③と同等の特例を設けることとする。

② 国の資本参加の上限額の特例

銀行持株会社等が金融組織再編成の当事者となる場合においては、銀行持株会社等に係る資本参加の額は自己資本比率を回復させるまでの範囲内とされているところ、当事者に震災特例金融機関等が含まれるか否かにかかわらず、必要な額の資本参加を受けることができることとする。

(金融機能強化法第16条、金融機能強化法附則第9条関係)

(3) 協同組織中央金融機関による震災特例協同組織金融機関に対する資本増強に係る特例

① 協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例協同組織金融機関(信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。)である場合には、(1) ①及び②と同等の特例を設けることとする。

② 協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、震災特例協同組織金融機関が発行する優先出資は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(優先出資法という。)第4条第2項に規定する総口数の規制の適用にあたっては、ないものとみなすこととする。(金融機能強化法附則第10条関係)

(4) 協同組織中央金融機関等に対する資本増強に係る特例

協同組織中央金融機関等が信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関等に特定支援を行うために国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとする。

① 「収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項」については、協同組織金融機能強化方針への記載を不要とすることとする。

② 「取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨」を協同組織金融機能強化方針に記載することとする。

③ 協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等について主務大臣への報告をしなければならないとされているところ、国の資本参加に係る勘定とその他の勘定とを区分して経理することにより、当該国の資本参加に係る勘定に係る事項の実施状況等のみを主務大臣への報告の対象とすることとする。

(金融機能強化法附則第22条関係)

2. 協同組織中央金融機関による特定震災特例協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特例

国の資本参加の申込みを行うにあたり、協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、震災特例協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であ

ること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるもの(特定震災特例協同組織金融機関という。)である場合には、当該特定震災特例協同組織金融機関に対し、当該経営強化計画に代えて、下記の経営強化計画(特定震災特例経営強化計画という。)の提出を求めることができることとするほか、以下の特例を設けることとする。

(1) 経営強化計画の記載事項等の特例

① 特定震災特例経営強化計画の記載事項の特例

特定震災特例経営強化計画には、1.(1)①イ及びロに掲げる事項については、記載を不要とするほか、次に掲げる事項を記載することとする。

イ 経営指導契約(特定震災特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するために協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関との間で締結する契約をいう。)の内容

ロ 被災債権(東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。)の譲渡その他の処分について損害担保を特定震災特例協同組織金融機関が行う場合にあっては、その旨及び内容

② 国の資本参加の要件の特例

(i) 資本参加の要件から1.(1)②(i)イに掲げる事項及び「償還等が困難と認められる場合でないこと」を除外することとする。

(ii) 「協同組織中央金融機関が特定震災特例協同組織金融機関の被災債権の管理・回収に関する指導等を行い、当該特定震災特例協同組織金融機関は当該指導等に基づき適切に業務を実施すること」との要件を追加することとする。

(金融機能強化法附則第11条関係)

(2) 資本参加後に行う認定の申請

特別対象協同組織金融機関等(特定震災特例協同組織金融機関又は当該特定震災特例協同組織金融機関との合併等により信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者若しくは債務者となった協同組織金融機関)は、当該信託受益権等の買取りから10年を経過する日まで(延長可)に、主務大臣に対し、(3)「経営が改善した旨の認定」又は(4)「事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定」のいずれかを申請しなければならないこととする。

(金融機能強化法附則第15条関係)

(3) 経営が改善した旨の認定

① 特別対象協同組織金融機関等が破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合には、当該特別対象協同組織金融機関等は、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画(特別経営強化計画という。)を主務大臣に提出して、協同組織中央金融機関と連名で、経営が改善した旨の認定を申請することができることとする。

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等の方策

ロ 収益の見通し 等

- ② 主務大臣は、①の申請を受けたときは、次に該当する場合に限り、①の認定を行うことができることとする。
- イ 計画に記載された方策の実施により中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること
- ロ 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合でないこと 等
- ③ 特別対象協同組織金融機関等が①の認定を受けたときは、当該特別対象協同組織金融機関等又はこれに係る協同組織中央金融機関が実施している特定震災特例経営強化計画及び特定震災特例経営強化指導計画（協同組織中央金融機関が経営強化指導計画に代えて主務大臣に提出するもの）は、それぞれその効力を失うこととする。
- ④ 特別対象協同組織金融機関等が経営が改善した旨の認定を受けたときは、特別経営強化計画を経営強化計画とみなして、所要の規定を適用することとする。

（金融機能強化法附則第16条関係）

(4) 事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定

- ① 特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合に該当しない場合には、事業再構築（合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであって、経営の健全化のために行われるものをいう。）の内容及び資本整理の内容等を記載した書類を主務大臣に提出して、協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を申請することができることとする。
- ② 主務大臣は、①の申請を受けたときは、次に掲げる要件に該当する場合に限り、①の認定を行うことができることとする。
- イ 事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること
- ロ 資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること 等
- ③ 主務大臣は、①の認定を行おうとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならないこととする。

（金融機能強化法附則第17条関係）

(5) 優先出資に係る特例等

- ① 協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、特定震災特例協同組織金融機関が発行する優先出資は、優先出資法第4条第2項に規定する総口数の規制の適用にあたっては、ないものとみなすこととする。
- ② 特定震災特例協同組織金融機関が国の資本参加に係る優先出資を発行する場合における信用金庫法等に基づく総会等の決議等は、信用金庫法第48条の3等の規定にかかわらず、出席した会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって仮にすることができることとするほか、所要の規定を整備することとする。

- ③ 優先出資法第15条第1項において、協同組織金融機関が行う自己優先出資の消却は配当可能な剰余金等をもって行うものとされているところ、国の資本参加に係る優先出資を消却する場合には、資本準備金を剰余金に振り替えたものをもって行うことができることとするほか、所要の規定を整備することとする。
- ④ (4)①の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等又は事業再構築の相手方となる金融機関は、機構が、これらの金融機関間において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。
- ⑤ 機構は、④の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならないこととし、当該決定をしたときは、直ちに、当該決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととする。

(金融機能強化法附則第11条第4項、第12条～第14条、第19条関係)

(6) 優先出資の消却に必要な金銭の贈与

- ① (4)①の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等又は事業再構築の相手方となる金融機関は、資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が必要な金銭の贈与を行うことを、協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができることとする。
- ② 機構は、①の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならないこととし、当該決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととする。

(金融機能強化法附則第18条関係)

(7) 機構における勘定間の繰入れ

- ① 機構は、優先出資の消却に必要な金銭の贈与の実施により、一般勘定から支出された金額の範囲内に限り、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から一般勘定に繰り入れるものとする。
- ② 機構は、(4)①の認定に係る資本整理として、信託受益権等に係る優先出資について消却や清算による残余財産の分配が行われたことにより金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額の範囲内に限り、運営委員会の議決を経て、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から金融機能強化勘定に繰入れをすることができることとする。
- ③ 機構は、(4)①の認定に係る資本整理として、信託受益権等に係る優先出資について消却や清算による残余財産の分配が行われたことにより金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額から②により金融機能強化勘定に繰入れをした金額を控除した金額の範囲内に限り、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰入れをすることができることとする。

(金融機能強化法附則第21条関係)

- 3. 金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成29年3月31日まで延長することとする。

(金融機能強化法第3条、第15条、第26条、第34条の2関係)

4. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正（第2条関係）

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成29年3月31日まで延長することとする。（金融機関組織再編成特措法第3条関係）

三 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。（改正法附則第1条関係）

2. 経過措置等

(1) この法律の施行前に国の資本参加を受けた金融機関等が震災特例金融機関等である場合には、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項を緩和する等の特例を適用することができることとする。（改正法附則第2条～第4条関係）

(2) 震災特例金融機関等に係る登録免許税の特例を定めることとする。（改正法附則第5条～第8条関係）

(3) 所要の経過措置等を定めることとする。（改正法附則第9条、第10条関係）